

学乳通信

(一般社団法人)

大阪府牛乳協会



住所
電話
06-6534-0185
大阪府西區北堀江3-6-28

令和3年度の学校給食用牛乳供給事業の開始にあたって (ごあいさつ)

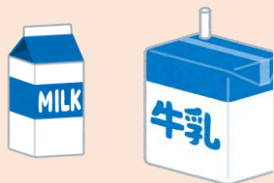
皆様には、平素より学校給食用牛乳供給事業の推進にご協力を頂き有難うございます。令和2年度を振り返りますと、新型コロナウイルスに始まり、そして振り回された年であったと思います。学乳事業については、令和2年度の幕が開くや否や4月から6月にかけて小中学校等が一斉休校となった結果、令和2年度の学乳総供給量は当初計画の86%と極めて低い供給率に留まることになり、供給事業者におきましても、事業経営面では過去例を見ない厳しい事態を経験いたしました。

令和3年度も新型コロナウイルス感染第4波の再来を不安視する中でスタートを迎えております。協会と致しましては、令和2年度に生じた様々な供給上の問題に反省を加えつつ、より一層、感染予防に留意し安心・安全な牛乳の安定的供給に万全を期して取り組んでまいります。

供給の安定性の確保につきましては、今年度は供給事業者の製造設備が全て紙パック用に変わりますので、供給事業者相互間の代替供給能力が飛躍的に増大するため、製造面での心配は大幅に減少したと考えております。また、夏場における学乳の安定供給問題につきましては、例年高温期を迎えますと牛乳に対する消費需要が伸びる半面、各地域の生乳生産量が減少するため、全国一斉に不足分を北海道に求める状態となりますので、その中で適正な生乳量を確保できるかどうか、また、台風等により生乳の海上輸送に支障が出るかどうか等が、安定供給のカギを握っております。令和2年度につきましては、一斉休校の補完措置として夏休みが短縮され学乳の需要量が増えたこともあって、これまでになく生乳の確保と学乳への優先配乳に心を砕いたところでした。今年度も日々の学乳の供給に支障をきたすことが無いようしっかりと取り組んでまいります。

次に、学乳のもう一つの使命である安全・安心な牛乳の提供という観点から、衛生面・安全面、さらには品質管理面について、より一層留意してまいります。安全安心の確保という側面から当協会が長年取り組んでまいりました学乳包装容器の全面紙化については、皆様のご理解を頂き令和3年度に実現を見ることとなり、協会として深く感謝申し上げるところであります。なお、飲用後の紙パックについて、市町村の皆様から回収のご依頼がある場合は、裏面の記事(学乳供給容器の全面紙化と飲用後の紙容器の処理について)に記載いたしておりますように、乳業者がお手伝いをいたしますが、従前からお伝えしておりますように、この措置は令和3年度限りのものとなりますのでよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、この度、令和2年3月の全国一斉休校に伴う措置として創設された「学校臨時休業対策費補助金」を活用し、大阪府や市町村の皆様からいわゆる「違約金等」をお支払いいただきましたこと、改めまして厚く御礼申し上げます。



一般社団法人 大阪府牛乳協会
会長 庄司 勝

学乳供給容器の全面紙化と飲用後の紙容器の処理について(ご依頼)

皆様方のご理解とご協力を頂き、長年の懸案であった学乳包装容器の全面紙化が、令和3年に実現する運びとなりましたことについて、まずもって御礼申し上げます。

また、飲用後の紙パックの処理の問題でございますが、当協会といたしましては、一昨年の12月に皆様方にご連絡いたしましたように、学乳供給事業者による回収を希望される市町村につきましては令和3年度末までを目途として当協会が回収致しますので、市町村の皆様には令和4年4月以降を見据えて飲用後の紙パックの自校処理のご準備を改めてお願い申し上げます。

なお、乳業者による回収を希望される市町村にあつては、「確認事項」に沿い、残乳が無いように処分した上、空の紙パックのみを所定の形態(回収時の形状については事業者と協議願います)でお出し下さるようお願いいたします。

(ご依頼の背景)

紙パック牛乳はビン牛乳と異なり紙容器として再利用することを想定しない渡し切り商品ですので、学校で飲用された紙パックには、学校給食から出る食品残さや他の空容器などと同様、学校に廃棄物処理法第三条に定める排出事業者としての処理責任が発生します。(このことは、多くの市町村の廃棄物関連ページにおいて記載され、また、農水省においても平成17年に「容器等の処理経費は学校がその対価を負担すべきもの」との通知を発しています)。

当協会では、紙パックへの転換と同時に飲用後の紙パックについて廃棄物処理法第三条に基づく自校処理を行って頂くことは、学校現場における諸準備をはじめ処理方法の選択や処理費用の確保など、早急な対応が困難な面もありますことから、令和3年度末までは、従来から一部の供給事業者が実施していた飲用後の紙パックの下取りサービス(廃棄物処理法の特例)を皆様のご要望に応じて実施し、乳業者の廃棄物として処理することで、自校処理を実施するための準備期間を確保させて頂いたところです。

下取りサービスの延長につきましては、ご承知のように、紙パックのリサイクル環境は中国の輸入規制の強化以降、年々厳しさを増してきており、古紙再生業者に紙パックを引き渡すための前処理の負担や収集運搬等の諸費用の高騰、更には処理量の大幅増等の問題を踏まえ、令和4年度以降もサービスを続けることは極めて困難な状況にありますのでご理解をお願いいたします。

また、回収問題に焦点を絞って考えますと、紙パックの回収は、学校に新しい紙牛乳等を届ける時点で飲用後の紙パックを回収する作業を繰り返しますので、車庫内は飲用後の牛乳容器と新しく配送する牛乳容器との混載が生じ、多くの衛生管理上のリスクが絶えず付きまとっております。

さらに、最近では学校における新型コロナウイルスの感染拡大リスクも危惧されるところであり、感染から発症までの期間や物の表面についたウイルスの生存期間(付着物の種類によって異なるものの、24時間~72時間くらい)を考えますと、混載による新型コロナウイルス感染拡大リスクを遮断する必要があると考えております。

こうした衛生管理上のリスクを回避し児童生徒の安全安心を確保する観点からも、廃棄物処理法の本則に戻り、自校処理を進めていただくよう改めてお願いいたします。

なお、最近では、HACCAP に沿った衛生管理の義務化を契機として、また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から自校処理を進める動きが活発になり、近畿の他府県では供給事業者による回収が廃止されている状況にあります。